

# BASARA SOCCER SCHOOL -規約-

## <名称>

### ■ 第1条

当スクールは、BASARA SOCCER SCHOOL(以下、当スクール)と称する。

## <目的>

### ■ 第2条

当スクールは、これまでに培われてきたBASARAメソッドを軸に、各世代に応じたトレーニングでひとり一人の成長をサポートします。自身の武器を身に付け、磨き、圧倒的な個のチカラを習得し、世界で活躍できるプレイヤーを育成します。

## <会員>

### ■ 第3条

当スクール会員とは、当スクールの指導者及び当スクールの目的に賛同し、当スクールに入会申込書を提出した者とする。

## <入会資格>

### ■ 第4条

1. 幼児～小学生の男女。
2. 心身ともに健康であり、家庭の十分な理解が得られる者。
3. 概要に定める会費を納められる者。
4. サッカーが大好きで、何事にも全力で取り組める者。

## <入会手続き>

### ■ 第5条

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意・署名捺印のうえ当スクールに提出する。

## <連絡共有アプリ「Sgrum」の登録>

### ■ 第6条

当スクール会員は、入会時に必ず連絡共有アプリ「Sgrum」を登録しなければならない。利用内容は以下の通りとする。

1. カレンダー機能 → スケジュールを確認する。
2. 会員へのお知らせ機能 → 当スクールから会員へ、プッシュ通知で連絡を行う。
3. おやすみ連絡機能 → 会員から当スクールへ報告連絡相談が可能となる。

4. アンケート機能 → イベント開催の際、出欠確認を行う。
5. 請求機能 → 月会費等の支払いをアプリ内で行う。
6. ジュニアスポーツライフネットワーク JS補償 → 事故/怪我の申請が可能となる。

## 〈入会金・年会費・月会費〉

### ■ 第7条

当スクール会員は、当スクールが定める入会金・年会費・月会費を納入しなければならない。原則として、一度納入した入会金・年会費・月会費は、如何なる理由を問わず返還しない。月の途中で入会した場合でも、月会費の日割り対応を行わない。

### ■ 第8条

納入方法は、入会時に登録していただく連絡共有アプリ「Sgrum」にてクレジット払いまたはコンビニ払いの選択制とし、手数料は保護者負担とする。[110円(税込)/毎月]  
月会費は、翌月分を納める前納式とする。(毎月25日にプッシュ通知が届く)  
翌年度分の年会費は、毎年度4月分の月会費納入時に加算して納める。

### ■ 第9条

長期休暇(お盆・お正月など)がある月でも、月会費等の変更は行わない。

## 〈諸費用の変更〉

### ■ 第10条

本規約に基づいて当スクール会員が負担すべき諸費用(入会金・年会費・月会費等)を社会情勢の変動に応じて変更することができる。この場合、事前に当スクール会員全員に告知する。

## 〈会員更新〉

### ■ 第11条

原則として、退会届提出までは当スクール会員を自動更新とする。  
(6年生の卒業時のみ退会届の提出は不要)

## 〈雨天中止の判断 及び 連絡方法〉

### ■ 第12条

原則は雨天決行。但し、荒天が予想される場合はスクールを中止とする。

(中止となった場合の振替制度は行わない)

スクール中に急な雷や荒天となった場合は、即座にスクールを中断して、危険性が無くなると判断されるまで安全な場所に避難するなど、当スクール会員の安全確保を最優先事項とする。(原則: 雷光/雷鳴を認識してから約30分間は安全な場所に避難する)

\* 全ての連絡方法は、「Sgrum」を利用します。

## 〈施設利用〉

### ■ 第13条

当スクール会員は、別紙 [施設利用規約](#)の内容を遵守しなければならない。

## 〈指定ウェア〉

### ■ 第14条

スクール活動は、全てスクール指定ウェアを着用しなければならない。

ただし、指定ウェアが届くまでは自由な練習着を認めることとする。

\*小学生はレガースの着用を義務とする。

\*お支払いは商品受け取り後、現金払いとする。

## 〈補償〉

### ■ 第15条

活動中に起きた当スクール会員の事故/怪我の補償は、一般社団法人ジュニアスポーツネットワークを通じてJS補償が適応される。(適応対象外あり)

1. JS補償 適応外のことに関しては、当スクールは一切の責任を負わない。
2. 当スクール会員の活動中に起きた事故(熱中症・体調不良含む)の補償責任は、指導者にならないものとし、当スクールは一切の責任を負わない。但し、指導者は最善の注意を払い安全第一で活動を行うことを徹底しなければならない。

### ■ 第16条

当スクール会員が事故/怪我をした場合、各自でSgrumアプリを利用し、直接事故申請を行う。申請方法は、別紙「[事故申請・完了報告申請のご案内](#)」を参照することとする。

## 〈当スクール員の賠償責任〉

### ■ 第17条

当スクール会員が練習中及び施設の利用中、当スクール会員の責めに帰すべき事由により当スクールまたは第三者に損害を与えた場合、その当スクール会員が賠償の責任を任ずるものとする。

## 〈練習参加の禁止〉

### ■ 第18条

次のいずれかに該当する当スクール会員の練習参加を禁ずる。

1. 病毒伝播の恐れがある伝染病、感染症の疾病にかかった者。国などから検診受診の勧告を受けた者。または入院勧告を受けた者。
2. 医師から運動を禁止されている者。
3. その他、正常な練習参加ができないと当スクールが判断した者。

## 〈資格喪失〉

### ■ 第19条

当スクール会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出した場合。
2. 当スクール会員の規約を遵守出来ない場合。
3. 当スクール会員のイメージや権利を著しく損なう行為をとった場合。(個人保有のSNS投稿含む)
4. 会費を2ヶ月間滞納した場合。

## 〈休会〉

### ■ 第20条

原則、休会は認めない。但し、以下の場合のみ休会を認める事とする。

1. 当スクールの活動中に怪我をした場合

⇒休会を認める事とし、月会費も全額返還する。

2. 当スクールの活動外(所属チーム)で怪我をした場合

⇒休会を認めるが、休会費として月会費の半額分を徴収する。

3. 当スクールの活動外(私生活)で怪我をした場合

⇒休会を認めるが、月会費は通常通り全額徴収する。

その場合、必ず休会届の提出が必要となる。

## 〈退会〉

### ■ 第21条

当スクール会員が退会を希望する場合は、1ヶ月前までに退会届けを提出する事をもって退会を認める。退会時に未納金がある場合は、完納する事により退会を認める。

## 〈その他〉

### ■ 第22条

グラウンド内で発生した当スクール会員以外とのトラブルに対して、当スクールは関与しない。

1. 駐車場で発生した自動車事故に対しては、当事者同士の話し合いにより解決する。
2. 練習中において、飛んできたボールが車へ接触する事故に対して、当スクールまたは当スクール会員は責任を負わない。

### ■ 第23条

練習で、当スクール会員のボールが破損・紛失した場合、当スクールは責任を負わない。各自責任のもと再購入が必要となる。

## ■ 第24条

駐車は、必ず当スクール指定駐車場のみを利用する。

## ■ 第25条

練習や試合での指導については、指導者以外のコーチングは一切禁止とする。  
また、指導内容や選手選考等に関しては、全て指導者の意思で決定する。

## ■ 第26条

当スクール運営に必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて事務局と指導者の会議によって定める事ができる。  
規約が変更する場合は、必ず当スクール会員にHPにて報告し、ダウンロード可能な状態にする。

2022年4月1日